



# 宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 10 月 11 日 (火 曜 日) 第 347 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (福祉保健課) 1
- 救急病院の認定 (2件) (医療政策課) 1
- 保安林の指定予定 (自然環境課) 1

頁

### 公 告

- 保安林の指定 (自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定 ( " ) 2
- 道路の区域の変更 (道路保全課) 2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出 (商工政策課) 2
- 公共測量の実施の通知 (管理課) 3
- 落札者等の公告 ( " ) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 668号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第51条第 1 項 (第55条第 2 項において準用する同法第51条第 1 項) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和 4 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称    | 所 在 地       | 辞 退 年 月 日       |
|--------|-------------|-----------------|
| 歯科わたなべ | 串間市東町34番地 6 | 令和 4 年 9 月 30 日 |

### 宮崎県告示第 669号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

令和 4 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

| 名 称                 | 所 在 地          |
|---------------------|----------------|
| 医療法人宏仁会メディカルシティ東部病院 | 都城市立野町3633番地 1 |

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### 宮崎県告示第 670号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

令和 4 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

| 名 称              | 所 在 地                |
|------------------|----------------------|
| 独立行政法人国立病院機構宮崎病院 | 児湯郡川南町大字川南 19403番地 4 |

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和 4 年 10 月 16 日から令和 7 年 10 月 15 日まで

### 宮崎県告示第 671号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字下大谷丙 326-49、丙 326-96

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 672号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 4 年 10 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 串間市大字市木字轟6785-1、6785-24

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

宮崎県告示第 673号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市・東臼杵郡美郷町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。串間市（次の図に示す部分に限る。）
  - ㊧ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ㊨ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ㊩ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐は、択伐による。
  - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐は、択伐による。
  - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東諸県郡国富町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐は、択伐による。
  - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに串間市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

宮崎県告示第 674号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年10月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                       | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|------|-------|-------|---|------|-----------------|--------------|
| 215  | 県道    | 板上曾木線 | 延岡市北方町板下字板ヶ平戊 271番 4 地先から同市同町板下同字戊 269番まで | 旧    | 4.7～<br>5.4     | 47.7         |
|      |       |       |   | 新    | 5.3～<br>9.0     |              |

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス高鍋中央店  
児湯郡高鍋町大字北高鍋字小鶴1346番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年5月31日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,319㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 25台（駐車場No.1）  
建物敷地西側 21台（駐車場No.2）  
合計 46台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地北側 20台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物東側 50㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南側 9.88㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
5箇所  
建物敷地北側、東側及び西側（3箇所 駐車場No.1）  
建物敷地西側駐車場北側及び東側（2箇所 駐車場No.2）
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日  
令和4年9月30日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年10月11日から令和5年2月13日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和4年10月11日から令和5年2月13日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

宮崎県都城市梅北町

3 作業期間

令和4年9月28日から令和4年12月15日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特定役務の名称及び数量

県庁LAN設備保守業務 1式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和4年9月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク

宮崎市橋通東3丁目6番29号

5 落札金額

334,950,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和4年7月25日

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|